

60歳以降も安心して働く環境を目指して

山梨県配電盤工業協同組合(小林賢司 理事長/組合員13社)は、5月27日(火)に、「高齢者雇用安定法の理解と実務対応」をテーマに講習会を開催した。講師には、野崎労務管理事務所の社会保険労務士、野崎行廣氏を招き組合員11名が参加した。



講師 野崎行廣氏

高齢者雇用安定法とは、高齢者が安心して働き続けられるように、「高齢者の活躍できる環境整備」や「雇用の安定」を図るための法律で、2025年4月の法改正により企業には「雇用を希望する65歳までの労働者」の雇用機会確保義務が強化された。

講師からは、企業が定める定年が65歳未満の場合に、①65歳までの定年引き上げ ②65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入 ③定年制の廃止の3つのうち、いずれかの高齢者雇用確保措置を講じなければならない。今までは老齢年金の支給開始年齢を段階的に引き上げることを条件とし、継続雇用制度の対象者を「労使協定を結んだ従業員」に限定できる経過措置が2025年3月31日までとられていたが、2025年4月以降の改正後は継続雇用制度を実施する場

合、希望者全員が対象となると説明があった。

この改正に対して、企業がまず検討すべきことは就業規則や労働条件の見直しで、さらに高齢者の継続雇用に対応するため、就業規則の定年制や継続雇用制度の明確化、労働条件、賃金規定の見直しについても検討が必要であり、企業の状況に応じた対応が求められると説明があった。

講師からの説明後、参加した組合員の法改正への対応策や現状の課題などの意見交換が活発に行われた。「若手人材の雇用確保が困難な状況で、希望者には60歳以降も安心して働いて欲しい」という思いから、賃金や福利厚生の見直しを行った組合員もいた。

小林理事長は、「この講習会で法改正に対する対応策が明確になった。今後も組合員のためになる研修を続けていく。」と語った。



担当・清水